

YEC 会員入会案内

年会費 入会金を含む

5月以降ご入会の場合、月割りでのお支払いとなります。
詳しくはお問合せください。

15,840 税込 円

お申し込み

YEC会員申込書に必要事項をご記入のうえ、年会費(入会金含む)を添えて
当ゴルフ場フロントへ直接お持ちください。

Play fee プレー料金

YEC会員様限定のお得料金でプレーをお楽しみいただけます。

平日限定
1Rセルフ

6,525 円(消費税込) 昼食付

※上記料金には利用税・復興基金を含みます。
※昼食1,100円補助券付

キャディ付プレーをご希望の場合

お一人様あたり **4B・3B 2,750円(税込)** **2B 4,400円(税込)** の追加料金を申し受けます。

会員特典

オリジナル
ネームタグ



ゴールドカード
チェックインカード



進呈!

※画像はイメージです

会員規約

第1条 【名称】

本クラブは、養老カントリークラブ「YEC」(以下、「当クラブ」という)と称し、本部を養老カントリークラブ(以下、「養老CC」)に置く。

第2条 【構成および目的】

当クラブは、養老CCの施設利用を通じて健全なゴルフの普及と向上に努めると共に、当クラブの会員(以下、「入会者」という)相互の親睦と交流の促進を図り、豊かな地域社会の実現に貢献していくことを目的とする。

第3条 【規約および改訂】

当クラブへの入会および運営に関する規約(以下、「本規約」という)は、養老CCで定めるものとし、本規約の改訂についても同様とする。
また、本規約が改訂された場合は、養老CCクラブハウス内に掲示またはホームページ上に掲載する方法にて告知するものとする。

第4条 【権利】

入会者は、入会特典以外の特別な権利を有しないことを確認する。尚、入会特典は随時変更することができるものとする。

第5条 【運営】

当クラブの運営は、養老CCで行う。

第6条 【解散】

当クラブは、養老CCの決定により解散することが出来る。この場合、入会者は解散に対して一切の異議を申し立てることはできない。

第7条 【会員】

会員は、個人平日会員とし、当クラブへの入会希望者は、所定の申込手続きを行い、養老CCの承認を経て、年会費(入会金含む)の払い込みの完了を持って会員となる。

第8条 【入会金・年会費】

年会費(入会金含む)は養老CCが定める金額とする。なお、年会費(入会金含む)は理由の如何を問わず返還しないものとする。また、翌年度の年会費は入会前月末までに支払うものとする。

第9条 【入会資格①】

有効期間は入会月から翌年の3月までとする。但し、退会の申出がない限り、翌年度も継続するものとし、以降も同様とする。

第10条 【入会資格②】

ゴルフを愛好する健全な男女。18歳未満の者は親権者の同意を必要とする。但し、反社会的勢力および暴力的行為の恐れがある者、又はそれらの者との交流のある者、或いは施設を利用することが好ましくないと養老CCが判断した者は、当クラブへ入会することができない。

第11条 【会員資格の停止・取消】

入会承認後に、前条に該当する等公序良俗に反する行為が見受けられる又はその恐れのある等会員としてふさわしくないと養老CCが判断した場合は、その者の入会資格を停止、または取消することができる。

第12条 【その他】

本規約に定めのない事項については、必要に応じて養老CCがこれを定める事とする。

以上



養老カントリークラブ
YORO COUNTRY CLUB

〒503-1637 岐阜県大垣市上石津町堂之上1526-2

0584-45-2330